

大阪府保育士就職準備金貸付事業 募集要項

この事業は、保育士資格をお持ちで、現在、保育士又は保育教諭として勤務していない方が、大阪府内（大阪市・堺市を除く。以下「対象区域」という）の保育所等に就職する際に、必要な費用（就職準備金）を貸し付けます。対象区域で、保育士又は保育教諭として児童の保護等に2年間継続して従事すれば、返還免除となります。

1. 貸付対象者

下記要件の①から③のすべてを満たすことが必要です。

①次のAからEのいずれかの施設もしくは事業を離職した方、又は当該施設もしくは事業に勤務経験のない方。

- | | | |
|--------------------|-----------|-----------|
| A 保育所及び幼保連携型認定こども園 | B 家庭的保育事業 | C 小規模保育事業 |
| D 事業所内保育事業 | E 幼稚園 | |

②対象区域の次に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という）に、**新たに**保育士又は保育教諭として勤務することが決定した方。

- | |
|---|
| ア 保育所 |
| イ 幼稚園のうち、預かり保育を常時実施している施設（週5日以上）又は認定こども園への移行を5年以内に予定している施設 |
| ウ 認定こども園 |
| エ 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業 |
| オ 病児保育事業 |
| カ 一時預かり事業 |
| キ 離島その他の地域における特例保育を実施する施設 |
| ク 認可外保育施設のうち地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている事業 |
| ケ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業 |

※貸付対象施設については、従事先及び当該市町村に確認させていただく場合があります。

③対象区域の保育所等に**週20時間以上**勤務する方

- | |
|--|
| ㊦保育士養成施設の卒業予定者や、新規卒業で新たに勤務することが決定した方は貸付対象にはなりません。
なお、離職者等再就職訓練を受講して保育士資格を取得した方は対象となります。 |
| ㊧他の都道府県で 就職準備金 の貸付を受けた方や、修学資金の貸付を受けている方、生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている方は対象外となります。 |

2. 貸付限度額 金400,000円以内

※ 貸付対象となる経費の例

- 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用、賃貸物件の礼金や仲介手数料
- 保育所等で使用する被服費 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 など

3. 貸付回数 1人につき1回

4. 貸付の利子 無利子

5. 申請方法など

■募集期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日（必着）※随時申請を受付し審査を実施

■申請期間：勤務開始日～**3カ月以内**（例：4/1就職の場合、申請期間は4/1～6/30）

■提出先：大阪府社会福祉協議会（以下、府社協） 大阪福祉人材支援センター

大阪府保育士就職準備金貸付担当へ、郵送（簡易書留または特定記録郵便を使用）もしくは直接持参

■申請に必要な書類 ※必要な様式は、ホームページからダウンロードまたは資料請求してください。

- ① 大阪府保育士就職準備金貸付申請書（様式第1号）
- ② 同意書
- ③ 申請者の住民票（世帯**全員**記載で、申請日より3カ月以内に発行、マイナンバーの記載がないもの）
- ④ 保育士証（写）（※保育士登録を申請中の場合等は、合格通知の写し等有資格者であることや養成施設を修了したことが分かるものでも可）
- ⑤ 採用・勤務証明書（様式第2号）
- ⑥ 連帯保証人の収入を証明するもの（直近の府・市町村民税課税証明書又は源泉徴収票(写)など）
- ⑦ その他、会長が必要と認める書類

6. 申請に関する留意点

①申請者及び連帯保証人は、個人情報の取扱や連帯保証、返還の事由に該当した場合に返還義務が生じること等を十分認識していただき、同意書に自署が必要です。

②連帯保証人が1名必要です。 ※貸付審査の際は、連帯保証人に確認事項の連絡をすることがあります。

・下記の⑦～⑩の要件をすべて満たす方を連帯保証人としてください。

⑦独立した生計を営んでいる。 ⑧安定した収入がある（住民税が課税され、現在従事中等である）。

⑨申請日において年齢が65歳未満である。 ⑩日本国内に居住する成年の者である。

⑪日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者とする。

- ①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
外国籍の方の場合は在留資格を確認します。

・次の項目に該当する方は連帯保証人になることができません。

- ・府社協及び都道府県社協が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている。
- ・府社協から修学資金の貸付を受けている。 ・生活福祉資金等の返済を滞納している。
- ・債務整理中である（自己破産や個人再生等）。 ・申請者同士が互いに連帯保証人になっている。

③書類による審査を行い、結果を郵送にて通知します。

なお、審査内容をお答えすることはできません。また、原則、申請書類は返却いたしません。

7. 返還免除となる場合

(1) 借受人が対象区域に所在する保育所等において児童の保護等（以下「返還免除対象業務」という。）に2年間引き続き従事したとき。なお、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合は、引き続き返還免除対象業務に従事しているものとみなします（ただし、従事期間には算入しません）。

また、従事先の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、対象区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、従事期間に算入して差し支えないものとします。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

8. 返還となる場合

(1) 貸付契約が解除されたとき。 (2) 退職したとき。

(3) 借受人が対象区域内に所在する保育所等において、返還免除対象業務に従事しなかったとき又は従事する意思がなくなったとき（ただし従事先の法人における人事異動の場合は除く）。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※返還になった場合、事由に該当することとなった日の属する月の翌月から6カ月以内に、一括または月賦により、原則、借受人本人名義の預金口座から、当会契約の収納代行会社（りそな決済サービス株式会社）を通じて、自動振替にて返還いただきます。また、正当な理由なく、返還すべき日までに返還しなかったときは、その翌日から返還した日までの日数に応じて、年3%の延滞利子を返還金と併せて支払っていただきます。

7. 申請に関する問い合わせ先

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪府保育士就職準備金貸付担当
〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内
TEL：06-6776-2943（平日9時～17時受付） FAX：06-6761-5413